

議案第 5 0 号

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 5 月 3 0 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

南あわじ市福祉医療費助成条例（平成17年南あわじ市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号及び第12号並びに第5条第1項第1号中「80万円」を「80万9,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

南あわじ市福祉医療費助成条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1条 略 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) 略 (11) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「<u>80万円</u>」として同項の規定を適用して算出した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当	第1条 略 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) 略 (11) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「<u>80万9,000円</u>」として同項の規定を適用して算出した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合において	

該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- ⑫ 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。

⑬～⑰ 略

第3条・第4条 略

は、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- ⑫ 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が80万9,000円以下である者をいう。

⑬～⑰ 略

第3条・第4条 略

(所得による給付制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。

(1) 高齢期移行者については、次のいずれかに該当するとき。

ア 略

イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円を超えるとき。

(2)～(4) 略

2 略

第6条以下 略

(所得による給付制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。

(1) 高齢期移行者については、次のいずれかに該当するとき。

ア 略

イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万9,000円を超えるとき。

(2)～(4) 略

2 略

第6条以下 略

